大阪府介護ロボット導入支援事業補助金交付要綱（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）

（目的）

第１条　府は、介護ロボットの普及促進を図ることにより、介護従事者の負担軽減等による雇用環境の改善、離職防止及び定着促進に資するため、予算の定めるところにより、介護事業者に対し介護ロボット導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付は、大阪府補助金交付規則（昭和 45 年大阪府規則第 85 号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象等）

第２条　補助の対象は、介護保険法（平成９年法律第 123 号）による指定又は許可を受け、大阪府内で別表第１に掲げる介護サービスを提供する介護事業者（以下「介護事業者」という。）とする。

２　補助対象は、次に掲げるとおりとする。

(1)　介護ロボット

別表第２に掲げる要件のいずれにも該当し、介護ロボットの導入のための購入又はリース（当該年度分に限る。）に係る経費。

(2)　見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための次のア、イ、ウに掲げる経費。

ア　Wi-Fi 環境を整備するための配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む。）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等

イ　職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。）

ウ　介護ロボットを用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるための介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェラブル端末及び介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等

３　補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除く。

４　補助対象経費は、購入、リース等の契約日及び支払日が令和５年４月１日から令和６年３月 31 日までの間の経費に限る。なお、その間であれば、第５条の申請日以前の経費も対象とする。

５　第１項に定める補助の対象事業者は、別表第３に定める方法にて選定する。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1)　介護ロボットの導入に伴う経費

ア　イ以外の介護事業所

補助対象経費の２分の１（千円未満は切り捨てる。）

イ　別表第４に掲げる要件を満たす介護事業所

補助対象経費の４分の３（千円未満は切り捨てる。）

ウ　介護ロボット１台につき移乗介護又は入浴支援の機器は 100 万円、その他の機器は 30 万円を上限とする。

エ　介護事業所ごとの交付申請額は 500 万円を上限とする。

(2)　見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費

ア　イ以外の介護事業所

補助対象経費の２分の１（千円未満は切り捨てる。）
イ　別表第４に掲げる要件を満たす介護事業所
補助対象経費の４分の３（千円未満は切り捨てる。）
ウ　介護事業所ごとの交付申請額は750万円を上限とする。

（補助金の交付の申請）
第４条　補助金の交付を申請しようとする介護事業者は、補助金交付申請書（様式第１号）に必要書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定及び通知）
第５条　知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定をするものとする。
２　知事は、補助金の交付の決定をしたときは、交付を決定した額、交付の条件その他必要な事項を交付の申請をした介護事業者に通知するものとする。
３　知事は、他の補助金等との重複を防止するために、他の行政機関等に対し補助金等の交付の状況を確認することがある。

（補助金の交付の条件）
第６条　前条第２項の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。
(1)　補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を中止し、又は廃止する場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第２号）により、あらかじめ知事の承認を受けること。
(2)　補助事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の額に100分の20以下の変更が生じた場合を除く。）又は補助事業の内容の変更（事業の目的及び内容等のうち、事業の基本的部分に関わらない変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（様式第３号）により、あらかじめ知事の承認を受けること。
(3)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
(4)　補助事業により導入した介護ロボット及び見守り機器の導入に伴い整備した通信機器については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運用を図らなければならないこと。
(5)　補助事業により導入した価格が30万円以上の介護ロボット及び見守り機器の導入に伴い整備した通信機器については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
(6)　知事の承認を受けて補助事業により導入した介護ロボット及び見守り機器の導入に伴い整備した通信機器を処分することにより収入があった場合には、その全部又は一部を府に納付させることがあること。
(7)　補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておくこと。

(8)　補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の提供を受けてはならないこと。

(9)　補助事業により導入する介護ロボット及び見守り機器の導入に伴う通信環境の整備については、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(10)　前各号の条件のいずれかに違反した場合又は第７条の規定による報告を行わない場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、それを返還すること。

(11)　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付の決定から額の確定までの間に次のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書（様式第４号）を速やかに知事に提出し、その指示を受けること。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員

ウ　大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者

エ　法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

オ　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者

（実績報告等）

第７条　補助事業者は、別に定めるところにより、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業実績報告書（様式第５号）に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、別に定めるところにより、補助事業により導入した介護ロボット及び見守り機器の導入に伴い整備した通信機器の使用状況を知事に報告しなければならない。

３　前項の報告は、補助事業が完了した日の属する府の会計年度以降３年度間、各事業年度終了後 30 日以内に行うものとする。

（導入効果等の報告等）

第８条　補助事業者は、導入年度に、別途通知する報告内容、報告方法、報告期限等に基づき、導入製品の内容や導入効果等を厚生労働省に報告するものとする。

（補助金の交付の時期）

第９条　補助金は、規則第 13 条の規定によるその額の確定の後、交付する。

（報告の徴取等）

第 10 条　知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることがある。

（協力の要請）

第 11 条　知事は、補助事業者に対し、介護ロボットの普及促進に向けて府が実施する補助事業により導入した介護ロボット及び見守り機器の導入に伴い整備した通信機器の活用状況の調査、広報、見学等への協力及び研修会等への参加を求めることがある。

（その他）
第 12 条　この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成 30 年８月 17 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 30 年 11 月 29 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年６月 20 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年３月 30 日から施行し、同月 11 日から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年６月 28 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年７月 13 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年８月 18 日から施行する。

別表第１（第２条関係）

施設・居住系サービス 介護老人福祉施設（併設型短期入所生活介護を含む。）、介護老人保健施設（併設型短期入所療養介護を含む。）、介護療養型医療施設（併設型短期入所療養介護を含む。）、介護医療院（併設型短期入所療養介護を含む。）、（単独型）短期入所生活介護、（単独型）短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 在宅系サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

別表第２（第２条関係）

１　目的要件

日常生活支援における移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援又は介護業務支援において使用され、介護従事者の負担軽減効果がある介護ロボットであること。

２　技術的要件

次のア又はイの要件のいずれかに該当すること。

ア　経済産業省が実施する「ロボット介護機器開発・導入促進事業」、「ロボット介護機器開発・標準化事業」、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」において採択された介護ロボット（「重点分野６分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）

イ　センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術を活用して従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

３　市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

４　その他

介護ロボットの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。

別表第３（第２条関係）

１　申請方法

介護事業者は以下①②の要件等を満たし、別途大阪府が定める手法により事前の申込み（以下「エントリー」という。）を行った上で申請を行うものとする。

①エントリーの要件

エントリーの募集において大阪府から別途案内する、厚生労働省委託事業「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」で実施される「介護ロボット・ＩＣＴ活用支援セミナー」を受講していること。（対面受講、動画視聴も可）

②エントリーに係る制限事項

ア　１法人２事業所までとし、法人内での順位をつけること。

イ　１事業所２計画までとすること。

２　選定条件（優先順）

補助の対象を選定するにあたっては、以下のいずれかの条件を満たす介護事業所とし、ア・イ・ウの順に優先して選定することとする。

なお、厚生労働省委託事業「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」における、介護ロボットを導入しようとする介護施設に対する伴走支援を受ける介護事業所については、最大３件を以下アからウに優先して補助の対象とする。

ア　過去に本補助金の交付を受けたことがなく、介護ロボットを導入していない事業所

イ　過去に本補助金の交付を受けたことはないが、自己負担等でいずれかの介護ロボットを導入したことがある事業所

ウ　過去に本補助金の交付を受け介護ロボットを導入した事業所で、導入した介護ロボットの種別以外の機器を導入する事業所

３　選定にかかる抽選

エントリーの総額が予算額を超過した場合は、以下①から⑥の項目ごとに順に選定し、予算額を超過した項目において抽選を行う。

①２のアの条件を満たし、法人内順位が１位の事業所
②２のアの条件を満たし、法人内順位が２位の事業所
③２のイの条件を満たし、法人内順位が１位の事業所
④２のイの条件を満たし、法人内順位が２位の事業所
⑤２のウの条件を満たし、法人内順位が１位の事業所
⑥２のウの条件を満たし、法人内順位が２位の事業所

別表第４（第３条関係）

見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器及び介護記録ソフトの３点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。